

# 令和4年度障害福祉サービス等従事者 処遇状況等調査結果について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

# 令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果のポイント

○ 本調査は、賃上げ効果の継続に資する取組として創設された福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うことを目的として実施。

取組の効果を見るため、加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員の基本給等の変化に着目。

○ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の基本給等について、同加算の取得前（令和3年12月）と取得後（令和4年12月）を比較すると11,710円の増（+5.1%）となっている。

## 【福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している施設・事業所】

	令和3年12月	令和4年12月	差 額
基本給等（常勤の者）	229,650円	241,360円	+11,710円
平均給与額	295,160円	315,290円	+20,130円

※1 調査対象となった施設・事業所に令和3年度と令和4年度ともに在籍している福祉・介護職員の平均給与額を比較している。

※2 基本給等 = 基本給（月額） + 手当のうち、毎月決まって支払われる手当

※3 平均給与額 = 基本給（月額） + 手当 + 一時金（1～12月の支給金額の1/12）

※4 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

## 【令和4年度の加算等の取得状況】

	令和4年12月時点
①処遇改善加算	79.3%
②特定処遇改善加算	72.3%
③ベースアップ等支援加算	86.8%

※1 ②、③における割合は、①を届出していると回答した施設・事業所数に対する割合。

## <参 考>

1. 加算による賃金改善の実施方法	
ベースアップ等のみで対応	59.3%
ベースアップ等とそれ以外を併用	40.7%

2. 「ベースアップ等」としての賃金改善の方法（複数回答）	
手当の新設	66.7%
既存手当の引き上げ	18.8%
給与表の改定	17.8%
定期昇給	15.1%

3. 福祉・介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答） ※上位5つを記載	
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者	75.0%
事務員	35.8%
看護職員	29.0%
管理栄養士・栄養士	19.4%
理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員（言語聴覚士含む）	17.9%

4. 届出を行わない理由（複数回答） ※上位3つを記載	
賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑	36.9%
計画書や実績報告書の作成が煩雑	29.3%
賃金改善の仕組みの定め方が不明	23.9%

※ベースアップ等支援加算を取得している施設・事業所における回答

## 令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果の概要

### 目 次

令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の概要 .....	P 2
I 処遇改善にかかる加算等の取得状況等について .....	P 3
II 障害福祉サービス等従事者の平均給与額等の状況について .....	P 11
III 新型コロナウイルス感染症に伴う影響について .....	P 22

# 令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の概要

- 調査の目的 障害福祉サービス等従事者の処遇の状況並びに福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うとともに、報酬改定のための基礎資料を得る。
- 調査時期 令和4年12月～令和5年1月
- 調査対象等
  - ・ 調査対象 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害者支援施設(施設入所支援)、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設
  - ・ 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
  - ・ 調査客体数 10,589施設・事業所
  - ・ 有効回答数 5,724施設・事業所(有効回答率:54.1%)
  - ・ 調査項目 福祉・介護職員処遇改善加算の取得状況、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の取得状況、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取得状況、施設・事業所における従事者の処遇改善の状況、調査対象施設・事業所に在籍する障害福祉サービス等従事者の給与等

## 処遇改善に係る加算全体のイメージ

### ①福祉・介護職員処遇改善加算

- 対象：福祉・介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、 ①+②+③を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①+②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす

#### <キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

#### <職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

### ②福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
- ※福祉専門職員配置等加算(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあっては特定事業所加算)の届出状況により加算率を二段階に設定。
  - > 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
  - > 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
  - > 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

### ③福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

- 対象：福祉・介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
  - > 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
  - > 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。 ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

## 全体のイメージ



〔注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の福祉・介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。〕

# I 処遇改善にかかる加算等の取得状況等について

## 〈福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算〉

### ○ 交付金・加算の取得（届出）状況

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取得状況をみると、交付金を「取得（届出）している」事業所が81.8%、加算を「取得（届出）している」事業所が86.8%となっている。

（統計表第9表、第37表）

	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金		福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	
	取得（届出）している	（参考）交付額一覧等	取得（届出）している	（参考）国民健康保険連合会データ
全 体	81.8%	78.1%	86.8%	72.4%
居宅介護	81.4%	74.3%	85.8%	72.2%
重度訪問介護	78.5%	75.8%	82.9%	71.5%
生活介護	84.2%	85.4%	85.7%	79.3%
施設入所支援	93.6%	92.2%	95.5%	91.4%
就労継続支援A型	71.7%	68.0%	73.8%	56.5%
就労継続支援B型	80.1%	78.7%	84.3%	65.1%
共同生活援助（介護サービス包括型）	81.5%	77.2%	87.6%	68.0%
児童発達支援	79.9%	77.8%	86.4%	75.2%
放課後等デイサービス	83.0%	77.6%	90.1%	72.7%
福祉型障害児入所施設	99.0%	92.1%	99.1%	92.6%
医療型障害児入所施設	96.2%	89.6%	98.1%	92.9%

注1) 福祉・介護職員処遇改善加算の届出をしていると回答した施設・事業所における取得（届出）状況である。

注2) 参考の交付額一覧等（障害福祉課で集計）及び国民健康保険連合会データ（障害福祉課で集計）による割合は、処遇改善加算算定事業所に対する割合。

<福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算>

○ 交付金・加算を配分した職員の範囲

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員以外の職員への配分状況をみると、いずれも「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者」の割合が高くなっている。

（統計表第13表、第41表）

（複数回答）

	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者	看護職員	理学療法士・作業療法士・機能訓練担当職員（言語聴覚士含む）	管理栄養士・栄養士	調理員	事務員	その他
処遇改善臨時特例交付金	77.4%	30.8%	18.2%	20.7%	15.0%	37.7%	13.2%
ベースアップ等支援加算	75.0%	29.0%	17.9%	19.4%	15.1%	35.8%	12.6%

注) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の届出をしていると回答した施設・事業所の状況である。

（参考）令和3年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査における特定処遇改善加算の配分状況  
（複数回答）

経験・技能のある障害福祉人材（グループ①）		他の障害福祉人材（グループ②）		その他の職種（グループ③）		
88.1%		69.4%		39.5%		
看護職員	理学療法士・作業療法士	機能訓練担当職員（言語聴覚士含む）	管理栄養士・栄養士	調理員	事務員	その他
55.8%	22.6%	14.7%	46.7%	36.2%	72.8%	30.1%

〈福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算〉

○ 賃金改善の実施方法

3分の2以上をベースアップ等に充てるとされている福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算による賃金改善の実施方法をみると、いずれの取得（届出）事業所においても「ベースアップ等のみで対応」とする事業所が多くなっている。

また、ベースアップ等とそれ以外の賃金改善の併用にて対応した事業所における、ベースアップ等の割合は、いずれも半数以上で70%超となっている。

（統計表第17表、第25表、第45表、第53表）

	①ベースアップ等のみで対応	②ベースアップ等とそれ以外の賃金改善の併用にて対応
処遇改善臨時特例交付金	56.1%	43.9%
ベースアップ等支援加算	59.3%	40.7%

注)ベースアップ等とは、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件として、加算額又は補助額の3分の2以上を充てることとされている「基本給」及び「毎月決まって支払われる手当」の引き上げを指す。

○ 賃金改善の合計額に占めるベースアップ等の割合（上記②の内訳）

福祉・介護職員	②ベースアップ等とそれ以外の賃金改善の併用にて対応の内訳							
	70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	
処遇改善臨時特例交付金	35.2%	11.0%	14.1%	5.4%	13.5%	5.0%	15.8%	
ベースアップ等支援加算	33.4%	7.9%	12.4%	6.9%	12.9%	4.9%	21.7%	

  

その他の職員	②ベースアップ等とそれ以外の賃金改善の併用にて対応の内訳							
	70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	
処遇改善臨時特例交付金	48.8%	7.5%	10.5%	6.2%	10.8%	2.8%	13.5%	
ベースアップ等支援加算	48.1%	5.7%	10.5%	7.2%	11.9%	3.9%	12.7%	

<福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算>

○ ベースアップ等の賃金改善方法

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算によるベースアップ等の賃金改善方法は、いずれも「決まって毎月支払われる各種手当の新設により対応」の割合が高くなっている。  
(統計表第21表、第49表)

(複数回答)

	給与表(賃金表等)を改定して賃金水準を引き上げることで対応	定期昇給を実施することで対応	決まって毎月支払われる各種手当の新設により対応	既存の決まって毎月支払われる各種手当を引き上げて対応	賃金改善を見越した対応として、2月及び3月分を賞与等により対応	賃金改善を見越した対応として、2月分のみを賞与等により対応	その他
処遇改善臨時特例交付金	16.6%	14.6%	66.0%	18.2%	22.6%	1.8%	3.8%
ベースアップ等支援加算	17.8%	15.1%	66.7%	18.8%			5.8%

○ 「ベースアップ等」以外の賃金改善の実施方法

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算による賃金改善について、「ベースアップ等とそれ以外の賃金改善の併用にて対応」している施設・事業所のベースアップ等以外の賃金改善の実施方法をみると、いずれも「賞与等の支給金額の引き上げまたは新設により対応」の割合が高くなっている。  
(統計表第29表、第57表)

(複数回答)

	決まって毎月支払われる手当以外の各種手当を新設	決まって毎月支払われる手当以外の既存の各種手当を引き上げて対応	賞与等の支給金額の引き上げまたは新設により対応	その他
処遇改善臨時特例交付金	29.4%	13.9%	64.9%	7.2%
ベースアップ等支援加算	32.5%	17.7%	53.5%	10.4%



## 〈福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金〉

### ○ 交付金の取得（届出）を行わなかった理由

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を取得（届出）していない事業所における取得（届出）を行わなかった理由をみると、「賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」が31.2%、「計画書や実績報告書の作成が煩雑であるため」が24.8%となっている。

（統計表第33表）

（複数回答）

	①	②	③	④	⑤	⑥
	賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	計画書や実績報告書の作成が煩雑であるため	賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため	令和4年10月以降の報酬改定（臨時）の取扱いが不明なため	令和4年2月から賃金改善に間に合わないため	職種間の賃金のバランスがとれなくなる懸念があるため
全 体	31.2%	24.8%	20.1%	18.2%	18.2%	16.6%
居宅介護	27.5%	27.5%	9.8%	25.5%	9.8%	21.6%
重度訪問介護	37.5%	23.2%	23.2%	16.1%	19.6%	16.1%
生活介護	44.4%	27.8%	16.7%	19.4%	19.4%	27.8%
施設入所支援	23.5%	41.2%	17.6%	35.3%	23.5%	17.6%
就労継続支援 A 型	26.2%	11.5%	23.0%	16.4%	18.0%	8.2%
就労継続支援 B 型	26.1%	21.7%	23.9%	28.3%	19.6%	15.2%
共同生活援助（介護サービス包括型）	45.7%	37.1%	40.0%	20.0%	22.9%	20.0%
児童発達支援	34.2%	28.9%	26.3%	18.4%	34.2%	15.8%
放課後等デイサービス	48.6%	31.4%	25.7%	31.4%	37.1%	14.3%
福祉型障害児入所施設	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
医療型障害児入所施設	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%

注)届出を行わない理由の上位6位を掲載している。

## <福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算>

### ○ 加算の取得（届出）を行わなかった理由

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）していない事業所における加算を取得（届出）しない理由をみると、「賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」が36.9%、「計画書や実績報告書の作成が煩雑であるため」が29.3%となっている。

（統計表第61表）

（複数回答）

	①	②	③	④	⑤	⑥
	賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	計画書や実績報告書の作成が煩雑であるため	賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため	職種間の賃金のバランスがとれなくなる懸念があるため	令和5年度以降の取扱いが不明なため	賃金管理を行うことが今後難しくなるため
全 体	36.9%	29.3%	23.9%	20.1%	16.7%	15.9%
居宅介護	37.8%	28.9%	8.9%	22.2%	15.6%	8.9%
重度訪問介護	40.8%	28.6%	20.4%	18.4%	6.1%	12.2%
生活介護	33.3%	30.8%	28.2%	28.2%	12.8%	17.9%
施設入所支援	46.2%	38.5%	23.1%	15.4%	30.8%	15.4%
就労継続支援 A 型	29.0%	11.3%	29.0%	4.8%	17.7%	12.9%
就労継続支援 B 型	35.9%	23.1%	33.3%	12.8%	20.5%	10.3%
共同生活援助(介護サービス包括型)	48.0%	36.0%	40.0%	20.0%	20.0%	24.0%
児童発達支援	29.0%	29.0%	29.0%	16.1%	16.1%	9.7%
放課後等デイサービス	50.0%	57.1%	28.6%	10.7%	32.1%	21.4%
福祉型障害児入所施設	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
医療型障害児入所施設	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

注)届出を行わない上位6位を掲載している。

## <福祉・介護職員処遇改善加算>

### ○ 加算の取得（届出）状況

福祉・介護職員処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所等が79.3%、加算を「取得（届出）していない」事業所等が20.7%となっている。

（統計表第1表）

	取得(届出) している	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)	取得(届出) していない
	全体	79.3%	67.3%	5.9%	6.1%
居宅介護	87.8%	74.8%	6.1%	6.9%	12.2%
重度訪問介護	82.9%	72.8%	4.9%	5.2%	17.1%
生活介護	88.6%	73.7%	7.5%	7.5%	11.4%
施設入所支援	92.3%	81.1%	5.8%	5.4%	7.7%
就労継続支援A型	78.7%	63.8%	6.6%	8.3%	21.3%
就労継続支援B型	82.2%	63.7%	7.6%	10.9%	17.8%
共同生活援助(介護サービス包括型)	68.7%	56.5%	5.1%	7.1%	31.3%
児童発達支援	72.4%	66.7%	3.2%	2.5%	27.6%
放課後等デイサービス	83.7%	73.7%	5.6%	4.4%	16.3%
福祉型障害児入所施設	89.8%	75.4%	7.6%	6.8%	10.2%
医療型障害児入所施設	66.7%	59.3%	2.5%	4.9%	33.3%

注) 令和4年度の取得(届出)状況である。

#### ○加算の種類

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ): 37,000円相当 (キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす場合)
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ): 27,000円相当 (キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たす場合)
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ): 15,000円相当 (キャリアパス要件Ⅰ又は要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす場合)

(参考) 令和3年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査における福祉・介護職員処遇改善加算の取得状況

	取得(届出) している	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)	加算(Ⅳ)	加算(Ⅴ)	特別加算	取得(届出) していない
	全体	83.3%	68.8%	7.1%	6.7%	0.3%	0.4%	0.6%

## 〈福祉・介護職員等特定処遇改善加算〉

### ○ 加算の取得（届出）状況

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が72.3%、加算を「取得（届出）していない」事業所が27.7%となっている。

（統計表第5表）

	取得（届出） している	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算区分なし	取得（届出） していない
	全体	72.3%	40.9%	16.5%	14.9%
居宅介護	70.0%	41.6%	28.4%	—	30.0%
重度訪問介護	76.6%	36.7%	39.9%	—	23.4%
生活介護	71.8%	54.6%	15.0%	2.2%	28.2%
施設入所支援	85.8%	—	—	85.8%	14.2%
就労継続支援A型	69.6%	49.8%	19.8%	0.0%	30.4%
就労継続支援B型	65.9%	53.4%	12.4%	0.0%	34.1%
共同生活援助（介護サービス包括型）	66.8%	41.1%	25.7%	—	33.2%
児童発達支援	74.1%	58.8%	15.4%	—	25.9%
放課後等デイサービス	67.8%	53.0%	14.8%	—	32.2%
福祉型障害児入所施設	75.5%	70.8%	4.7%	—	24.5%
医療型障害児入所施設	85.2%	81.5%	3.7%	—	14.8%

注）福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ～Ⅲ）の届出をしていると回答した施設・事業所における令和4年度の取得（届出）状況である。

#### ○加算の種類

- ・ 加算（Ⅰ）：福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得要件を満たし、福祉専門職員配置等加算等を取得している場合
- ・ 加算（Ⅱ）：福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得要件を満たし、福祉専門職員配置等加算等を取得していない場合

（参考）令和3年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査における福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況

	取得（届出） している	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算区分なし	取得（届出） していない
	全体	66.5%	36.2%	17.5%	12.8%

## Ⅱ 障害福祉サービス等従事者の平均給与額等の状況について

### ○ 障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法

障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法をみると、「各種手当を引上げまたは新設（予定）」が60.2%「定期昇給を維持して実施（予定）」が50.0%、「一時金の支給金額を引上げまたは新設（予定）」が24.5%となっている。

（統計表第69表）

（複数回答）

	① 給与表（賃金表等）を改定して賃金水準を引き上げ（予定）	② 定期昇給（毎年一定の時期に昇給制度に従って行われる昇給）を維持して実施（予定）	③ 各種手当を引き上げまたは新設（予定）	④ 一時金（賞与・その他の臨時支給分）の支給金額を引き上げまたは新設（予定）
全 体	26.5%	50.0%	60.2%	24.5%
居宅介護	28.4%	33.3%	64.9%	33.3%
重度訪問介護	26.4%	33.6%	60.4%	30.9%
生活介護	24.8%	51.2%	63.2%	20.8%
施設入所支援	22.4%	70.0%	73.6%	21.7%
就労継続支援A型	24.7%	47.7%	49.4%	23.4%
就労継続支援B型	19.9%	56.6%	50.0%	24.2%
共同生活援助（介護サービス包括型）	26.1%	47.8%	53.0%	18.7%
児童発達支援	33.5%	47.3%	55.5%	28.2%
放課後等デイサービス	33.1%	44.0%	60.7%	30.5%
福祉型障害児入所施設	21.1%	69.7%	69.7%	30.3%
医療型障害児入所施設	23.9%	70.4%	71.8%	22.5%

注）給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している障害福祉サービス等従事者全体（福祉・介護職員に限定していない）の状況である。

## ○福祉・介護職員の平均基本給等の状況（常勤の者）

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、基本給、手当、一時金（賞与等）ごとに、令和3年12月と令和4年9月の状況を比較すると、基本給及び決まって毎月支給される手当を合わせた「ベースアップ等」に該当する賃金改善として、9,830円の増となっている。

（統計表第195表）

	令和4年9月	令和3年12月	差 (令和4年－令和3年)
平均給与額	315,350円	297,280円	18,070円
うち基本給 ①	200,080円	197,430円	2,650円
うち手当	59,010円	50,340円	8,670円
うち決まって毎月支給される手当 ②	39,490円	32,310円	7,180円
うち一時金(賞与等)	56,250円	49,520円	6,730円
うち「ベースアップ等」(①+②) (再掲)	239,570円	229,740円	9,830円

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和3年12月末日と令和4年12月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当(早朝・深夜・休日手当等)も含まれる。

注4) 決まって毎月支給される手当は、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情と関係なく支給されるもので、職務手当や資格手当等を含み、通勤手当や、扶養手当等は含まない。

注5) 一時金は賞与その他臨時支給分として1～12月に支給された金額の1/12。

注6) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。このため合計が合わないことがある。

## ○福祉・介護職員の平均基本給等の状況（常勤の者）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、基本給、手当、一時金（賞与等）ごとに、令和3年12月と令和4年12月の状況を比較すると、基本給及び決まって毎月支給される手当を合わせた「ベースアップ等」に該当する賃金改善として、11,710円の増となっている。

（統計表第195表）

	令和4年12月	令和3年12月	差 (令和4年－令和3年)
平均給与額	315,290円	295,160円	20,130円
うち基本給 ①	201,550円	197,280円	4,270円
うち手当	59,220円	50,180円	9,040円
うち決まって毎月支給される手当 ②	39,810円	32,370円	7,440円
うち一時金(賞与等)	54,520円	47,690円	6,830円
うち「ベースアップ等」(①+②) (再掲)	241,360円	229,650円	11,710円

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和3年12月末日と令和4年12月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当(早朝・深夜・休日手当等)も含まれる。

注4) 決まって毎月支給される手当は、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情と関係なく支給されるもので、職務手当や資格手当等を含み、通勤手当や、扶養手当等は含まない。

注5) 一時金は賞与その他臨時支給分として1～12月に支給された金額の1/12。

注6) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。このため合計が合わないことがある。

○ 障害福祉サービス等従事者の平均基本給等の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における障害福祉サービス等従事者（常勤の者）の平均基本給等について、令和3年12月と令和4年12月の状況を比較すると、職種に関わらず増となっている。

（統計表第195表）

	令和4年12月	令和3年12月	差 (令和4年－令和3年)
福祉・介護職員	241,360円	229,650円	11,710円
サービス管理責任者	307,850円	294,270円	13,580円
看護職員	296,490円	286,980円	9,510円
理学療法士・作業療法士	287,160円	280,040円	7,120円
機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)	272,520円	259,720円	12,800円
心理指導担当職員	282,080円	271,220円	10,860円
管理栄養士・栄養士	262,210円	252,380円	9,830円
調理員	214,110円	203,410円	10,700円
事務員	256,720円	245,230円	11,490円

注1) 福祉・介護職員:ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和3年12月末日と令和4年12月末日ともに在籍している者の平均基本給等(基本給及び毎月支給される手当)を比較している。

注3) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。



## ○福祉・介護職員の平均基本給等の状況（常勤の者、サービス別）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均基本給等について、令和3年12月と令和4年12月の状況をサービス別に比較すると、いずれも増となっている。

（統計表第215表）

	令和4年12月	令和3年12月	差 (令和4年－令和3年)
全 体	241,360円	229,650円	11,710円
居宅介護	240,190円	229,420円	10,770円
重度訪問介護	252,060円	240,520円	11,540円
生活介護	237,190円	225,790円	11,400円
施設入所支援	258,400円	245,160円	13,240円
就労継続支援A型	223,990円	210,910円	13,080円
就労継続支援B型	224,760円	215,030円	9,730円
共同生活援助(介護サービス包括型)	219,350円	209,170円	10,180円
児童発達支援	232,590円	219,420円	13,170円
放課後等デイサービス	220,200円	207,390円	12,810円
福祉型障害児入所施設	264,710円	250,460円	14,250円
医療型障害児入所施設	278,790円	268,840円	9,950円

注1) 福祉・介護職員:ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和3年12月末日と令和4年12月末日ともに在籍している者の平均基本給等(基本給及び毎月支給される手当)を比較している。

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○ 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和3年12月と令和4年9月の状況を比較すると、18,070円の増となっている。

（統計表第195表）

	令和4年9月	令和3年12月	差 (令和4年－令和3年)
福祉・介護職員	315,350円	297,280円	18,070円
サービス管理責任者	392,720円	375,730円	16,990円
看護職員	411,310円	394,340円	16,970円
理学療法士・作業療法士	385,240円	375,640円	9,600円
機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)	353,190円	334,280円	18,910円
心理指導担当職員	397,660円	378,200円	19,460円
管理栄養士・栄養士	352,750円	339,070円	13,680円
調理員	284,100円	269,400円	14,700円
事務員	340,310円	322,790円	17,520円

注1) 福祉・介護職員:ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和3年12月末日と令和4年12月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(年額の1/12)。

注4) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。

注5) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○ 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和3年12月と令和4年12月の状況を比較すると、20,130円の増となっている。

（統計表第195表）

	令和4年12月	令和3年12月	差 (令和4年－令和3年)
福祉・介護職員	315,290円	295,160円	20,130円
サービス管理責任者	391,950円	371,950円	20,000円
看護職員	412,450円	393,580円	18,870円
理学療法士・作業療法士	386,150円	375,370円	10,780円
機能訓練担当職員（言語聴覚士含む）	360,090円	340,130円	19,960円
心理指導担当職員	398,120円	376,930円	21,190円
管理栄養士・栄養士	354,320円	339,740円	14,580円
調理員	283,060円	266,840円	16,220円
事務員	339,690円	321,350円	18,340円

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和3年12月末日と令和4年12月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給（月額）＋手当＋一時金（年額の1/12）。

注4) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。

注5) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

## ○福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、サービス別）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和3年12月と令和4年12月の状況をサービス別に比較すると、いずれも増となっている。

（統計表第215表）

	令和4年12月	令和3年12月	差 (令和4年－令和3年)
全 体	315,290円	295,160円	20,130円
居宅介護	296,010円	274,450円	21,560円
重度訪問介護	312,700円	291,620円	21,080円
生活介護	313,710円	293,980円	19,730円
施設入所支援	365,750円	346,670円	19,080円
就労継続支援A型	264,520円	243,150円	21,370円
就労継続支援B型	285,970円	269,510円	16,460円
共同生活援助(介護サービス包括型)	280,560円	264,280円	16,280円
児童発達支援	281,740円	258,970円	22,770円
放課後等デイサービス	262,090円	239,140円	22,950円
福祉型障害児入所施設	388,490円	360,440円	28,050円
医療型障害児入所施設	394,570円	376,090円	18,480円

注1) 福祉・介護職員:ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和3年12月末日と令和4年12月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(年額の1/12)。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

## ○福祉・介護職員の平均給与額の様況（常勤の者、勤続年数別）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和3年12月と令和4年12月の様況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。

（統計表第229表）

	令和4年12月	令和3年12月	差 (令和4年－令和3年)
全体【平均勤続年数：7.5年】	315,290円	295,160円	20,130円
1年(勤続1年～1年11か月)	273,490円	236,590円	36,900円
2年(勤続2年～2年11か月)	287,450円	266,120円	21,330円
3年(勤続3年～3年11か月)	295,250円	275,040円	20,210円
4年(勤続4年～4年11か月)	292,750円	273,370円	19,380円
5年～9年	313,970円	297,800円	16,170円
10年以上	364,680円	349,830円	14,850円

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和3年12月末日と令和4年12月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(年額の1/12)。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注5) 勤続年数は令和4年12月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注6) 勤続1年の者の差額が大きくなっているのは、令和3年度の賞与の算定に係る勤続月数が1年に満たないため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、令和3年12月の平均給与額が低くなることの一つの要因として考えられる。

## ○福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、保有資格別）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、保有資格別にみると、保有資格の有無にかかわらず増となっている。  
（統計表第227表）

		平均勤続 年数	令和4年12月	令和3年12月	差 (令和4年-令和3年)
全 体		7.5年	315,290円	295,160円	20,130円
保有資格あり		9.4年	344,590円	325,840円	18,750円
(複数 回答)	介護福祉士	9.7年	343,540円	325,060円	18,480円
	社会福祉士	8.5年	356,400円	335,880円	20,520円
	精神保健福祉士	7.7年	336,960円	320,870円	16,090円
	(たんの吸引等)認定特定行為業務従事者	10.4年	366,140円	348,160円	17,980円
保有資格なし		6.4年	298,490円	277,570円	20,920円

注1) 福祉・介護職員:ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和3年12月末日と令和4年12月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額)+手当+一時金(年額の1/12)。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注5) 勤続年数は令和4年12月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

## ○ 介護福祉士の平均給与額の状況（常勤の者、勤続年数別）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算介護及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）で介護福祉士の資格を有する者の平均給与額について、令和3年12月と令和4年12月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。

（統計表第227表）

	令和4年12月	令和3年12月	差 (令和4年－令和3年)
全 体	348,540円	330,120円	18,420円
1年～4年	313,100円	288,380円	24,720円
5年～9年	330,250円	313,660円	16,590円
10年以上	382,540円	366,980円	15,560円

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和3年12月末日と令和4年12月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(年額の1/12)。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注5) 勤続年数は令和4年12月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注6) 勤続1年～4年の者の差額が大きくなっているのは、令和3年度の賞与の算定に係る勤続月数が1年に満たないため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、令和3年12月の平均給与額が低くなるのが一つの要因として考えられる。

### Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に伴う影響について

#### ○障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別、新型コロナの影響別）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、新型コロナウイルス感染症の陽性者等の発生状況別に令和3年12月と令和4年12月の状況を比較すると、影響にかかわらず増となっている。（統計表第249表）

		令和4年12月	令和3年12月	差 (令和4年－令和3年)	
全体		315,290円	295,160円	20,130円	
下記のうち1つ以上が該当		315,340円	295,460円	19,880円	
下記のうちいずれにも該当しない		318,030円	290,250円	27,780円	
（複数回答）	利用者に陽性者が発生した	該当あり	315,080円	294,640円	20,440円
		該当なし	315,990円	296,940円	19,050円
	利用者に濃厚接触者が発生した	該当あり	314,740円	294,610円	20,130円
		該当なし	316,520円	296,370円	20,150円
	利用者に感染・濃厚接触の疑いがある者が発生した	該当あり	316,780円	296,770円	20,010円
		該当なし	313,010円	292,710円	20,300円
	職員に陽性者が発生した	該当あり	317,200円	297,620円	19,580円
		該当なし	305,360円	282,380円	22,980円
	職員に濃厚接触者が発生した	該当あり	317,460円	297,910円	19,550円
		該当なし	308,330円	286,350円	21,980円
	職員に感染・濃厚接触の疑いがある者が発生した	該当あり	320,490円	301,030円	19,460円
		該当なし	306,710円	285,470円	21,240円

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和3年12月末日と令和4年12月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給（月額）＋手当＋一時金（年額の1/12）。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。



## ○障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別、新型コロナの影響別）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、新型コロナウイルス感染症による施設・事業所運営への影響別に令和3年12月と令和4年12月の状況を比較すると、影響にかかわらず増となっている。

（統計表第253表）

			令和4年12月	令和3年12月	差 (令和4年－令和3年)
全体			315,290円	295,160円	20,130円
下記のうち1つ以上が該当			315,040円	294,810円	20,230円
下記のうちいずれにも該当しない			316,790円	296,970円	19,820円
（複数回答）	行政からの要請によるサービスの一時休止	該当あり	310,950円	290,590円	20,360円
		該当なし	315,460円	295,340円	20,120円
	施設・事業所の判断によるサービスの一時休止	該当あり	320,120円	300,420円	19,700円
		該当なし	313,140円	292,820円	20,320円
	施設・事業所の判断による運営の縮小	該当あり	321,170円	302,280円	18,890円
		該当なし	313,660円	293,180円	20,480円
	利用者・家族の希望によるサービスの休止・縮小	該当あり	315,590円	294,240円	21,350円
		該当なし	315,220円	295,370円	19,850円
	新型コロナウイルス感染症の影響でサービス利用者が減少	該当あり	311,820円	291,640円	20,180円
		該当なし	318,470円	298,390円	20,080円
近隣事業所等からの利用者の受け入れ	該当あり	314,280円	294,200円	20,080円	
	該当なし	315,380円	295,250円	20,130円	

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和3年12月末日と令和4年12月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給（月額）＋手当＋一時金（年額の1/12）。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。